

# 軽自動車税の納期延長および地震による減免のお知らせ

軽自動車税の納期は5月31日(火)でしたが、平成28年4月14日以降に発生した熊本地震の影響に伴い、平成28年度に限り、次のとおり延長します。

また、毎年申請していただいている身体障がい者などの減免申請についても同様に8月31日(水)に延長します。ご理解とご協力のほどお願いします。



## ■ 納期延長の内容

税目	通常納期	延長後納期
平成28年度軽自動車税	5月1日(日)～31日(火)	8月1日(月)～31日(水)

※納税通知書の発送は8月上旬を予定しています。

## ■ 被害を受けた軽自動車税の減免について



減免の対象	減免の要件	必要書類
平成28年4月14日以降の地震で被害を受けた軽自動車に係る平成28年度の軽自動車税	軽自動車(二輪車、農耕車なども含む)が <b>使用不能</b> の場合で、 <b>平成29年3月31日までに廃車をする車両</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①軽自動車税災害減免申請書 (税務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます)</li> <li>②ナンバープレートが分かる被災軽自動車の写真 (危なくて写真が撮れない場合は、被災証明書などを添付)</li> <li>③車検証の写し (危なくて添付できない場合は、申請書の理由欄に記入)</li> <li>④所有者の運転免許証(紛失の場合は、保険証など)</li> <li>⑤印鑑(認め印可)</li> <li>⑥軽自動車納税通知書 (8月上旬に納税通知書を送付予定ですが、送付前に軽自動車を廃車や買い換えた場合は不要)</li> </ol>

※災害減免申請書などの提出期限は8月31日(水)までです。

※4月1日現在で課税しますので、納税通知書は届きます。ご理解をお願いします。

## ■ 村県民税納期

	通常納期	延長後納期
第1期	6月1日(水)～30日(木)	8月1日(月)～31日(水)
第2期	8月1日(月)～31日(水)	9月1日(木)～30日(金)
第3期	9月1日(木)～30日(金)	10月1日(土)～31日(月)

## ■ 固定資産税納期

	通常納期	延長後納期
第1期	5月1日(日)～31日(火)	8月1日(月)～31日(水)
第2期	7月1日(金)～8月1日(月)	10月1日(土)～31日(月)
第3期	10月1日(土)～31日(月)	12月1日(木)～26日(月)

村県民税および固定資産税の納期については、平成28年4月14日以降に発生した熊本地震の影響に伴い、平成28年度に限り、次のとおりそれぞれ延長しますのでご理解とご協力をお願いします。

**村県民税および  
固定資産税の  
納期延長のお知らせ**

〈問い合わせ〉役場 税務課 TEL(62)9181